

渋谷区内事業所調書について

渋谷区では、入札等の厳正かつ公平な執行を図っていくために、競争入札の参加資格として地域要件を定めた場合における、区内業者の認定基準を定めています。次に該当する事業者の方が区内業者の認定を受けようとする場合は、渋谷区内事業所調書に必要な書類を添えて、区に提出してください。

なお、区内業者の認定を受けていない場合は、競争入札の参加資格として地域要件を定めた場合に、区内業者としての資格を有しませんので、ご注意ください。

<認定が必要な事業者の方>

- 1 渋谷区外に本店を置く者で、渋谷区内に代理人を設け、支店・営業所等で営業するもの
- 2 渋谷区内に本店を置き営業する者で、登記簿上の本店所在地が渋谷区外であるもの

※ 渋谷区内に本店を置き、登記簿上の本店所在地も同一住所である場合は、認定は不要です。

※ 渋谷区内に本店を置き、渋谷区外に代理人を置く場合は、区外業者の取扱いとなります。

<作成上の注意事項>

- 1 事業所所在地欄には、ビル名・部屋番号まで記入してください。
- 2 事業所設置年月日について、正確な月日が不明な場合は、判明できるところまで記入してください。

※ 渋谷区に事業所を設置して1年を経過していない場合は、区内業者の認定を受けられません。

- 3 事業所の所有区分に応じて、次の書類を併せて提出してください。

- ① 自社所有・・・不動産登記簿又は固定資産税評価証明書の写し
- ② 賃貸物件・・・借主が会社名義である不動産賃貸借契約書の写し

※ いずれかの書類が提出されない場合は、区内業者の認定を受けられません。

- 4 電話番号、FAX番号は、渋谷区の事業所に設置してある電話・FAXの番号を記載してください。渋谷区外の番号のものは認められません。

※ 電話を設置していない場合は、常時営業活動を行っている事業所として認められないため、区内業者の認定を受けられません。

- 5 事業所の所在地で法人事業税を納税している場合は、法人事業税納税証明書の写しを提出してください。
- 6 貼付する写真は、デジタルカメラで撮影した画像をプリントアウトしたもので結構です。

<認定にあたっての注意事項>

- 1 提出された事業所調書・必要書類の審査により、区内業者の認定を行います。認定された場合、区から個別に連絡は行いません。
- 2 審査の結果、認定要件を満たしていない場合は、区内業者の認定ができない旨の通知をします。
- 3 必要に応じて、区の職員が現地の実態調査を行います。実態調査の結果、提出された調書の内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消すとともに、虚偽の記載により指名停止の措置を行い、その旨公表します。
- 4 提出した調書の内容に変更を生じた場合は、新たに調書を提出して認定を受けてください。

渋谷区内事業所(支店・営業所等)調書

(受付印)

共同運営受付番号									
渋谷区登録番号									

事業所(支店・営業所等)名称				
事業所(支店・営業所等)所在地				
事業所(支店・営業所等)設置年月日		年	月	日
事業所(建物)の所有区分		自社所有 ・ 賃貸物件		
常勤従業員数	区内事業所の人数	人 (技術 人 事務 人 その他 人)		
	常駐責任者名	tel	fax	
上記事業所での法人事業税納税証明書		あり ・ なし		

事業所(支店・営業所等)の写真を貼付してください。

(1) 外部の写真 — ① 事業所名称等が確認できる方向

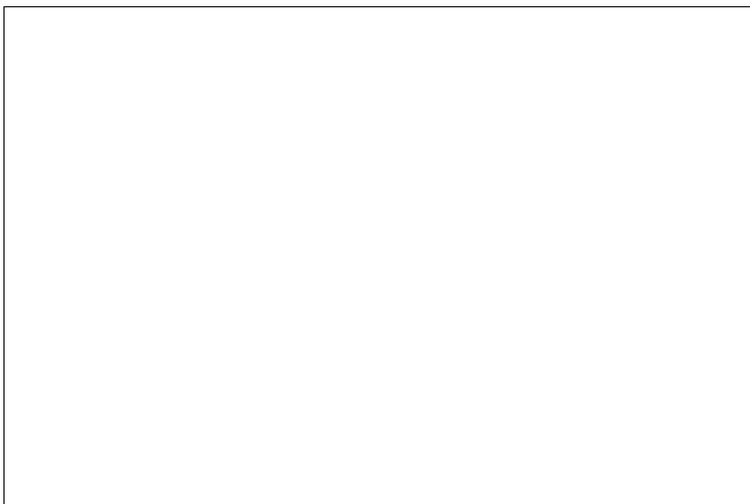
撮影年月日
年 月 日

② 建物全体の外観

撮影年月日
年 月 日

※ 裏面もあります。

(2)内部の写真



撮影年月日
年 月 日

作成日

作成者